

広島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十一年十月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護療養型老人保健施設 いわさき	広島市東区東山町一番九号	平成二年一〇月八日
病院	介護老人保健施設 灯り	福山市赤坂町大字赤坂一 三一三番地	平成二年一〇月八日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム エクセレント	広島市中区西平塚町四番 一五号	平成二年一〇月八日
老人ホーム	ナーシングホーム エクセレント	広島市中区西平塚町四番 一五号	平成二年一〇月八日
老人ホーム	レストヴィラ 広島光が丘	広島市東区光が丘二番四 〇号	平成二年一〇月八日
老人ホーム	ケアホーム「ディア・レ スト三次」	三次市十日市中三丁目六 番六号	平成二年一〇月八日
老人ホーム	地域密着型 特別養護老 人ホーム ハピネスタウ ン	庄原市西本町三丁目一 番二五号	平成二年一〇月八日